

4 教育・保育給付認定について

平成27年4月から開始した子ども・子育て支援新制度に伴い、保育施設を利用される際は、保育を必要とする理由や保育の必要量等を市が判断するために、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（以下「教育・保育給付認定申請書」といいます。）」を提出する必要があります。

(1) 教育・保育給付認定の区分

認定区分		保育の必要性	年齢	利用時間	利用先
1号認定	教育認定	なし	満3歳以上	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	保育認定	あり	満3歳以上	保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育施設等
3号認定				保育短時間	
			満3歳未満	保育標準時間 保育短時間	

(2) 保育認定について

保育認定（2号認定、3号認定）には、次のⅠからⅡまでが考慮されます。

Ⅰ 保育を必要とする理由

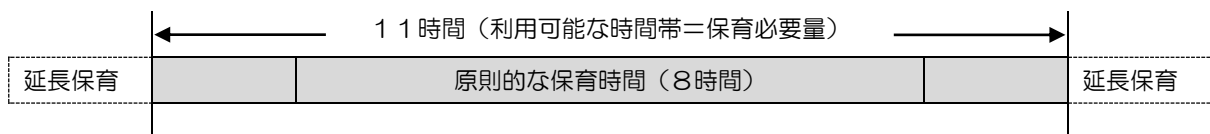
- ① 居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③ 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと（出産予定日を基準とし産前8週、出産日を基準とし産後8週）。
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑦ 求職活動をしていること（ただし、保育施設に入所した月を含め3か月以内に就労されなかった場合は退所となります。）。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）。
- ⑩ 滝沢市福祉事務所長が認める①～⑨に類する状態にあること。

Ⅱ 保育の必要量

保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」に認定します。それぞれの保育必要量に応じて以下の保育利用時間が設定されます。

通常保育時間及び延長保育時間については、各施設にお問い合わせください。

<保育標準時間> 1か月あたり120時間程度の就労を下限とする



<保育短時間> 1か月あたり48時間の就労を下限とする

